

## 社会福祉法人あおぞら共生会 役員及び評議員等報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人あおぞら共生会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席した時、評議員が評議員会に出席した時は、別表により支給する。

(監事の報酬等)

第4条 監事が、理事会及び評議員会に出席した時は、別表により報酬を支給する。

2 法人の運営状況の指導または監査の業務にあたった場合には、別表により報酬を支給する。

(兼務理事)

第5条 理事において、法人の職員を兼務するものは、第3条1項は適用しない。

(支払方法)

第6条 役員及び評議員等の報酬は、振込により支払うものとする。

(改正)

第7条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

別表 以下、源泉所得税徴収前の報酬額

報 酬 額 (日 額)		
	評 議 員	5, 0 0 0 円
役 員	理 事	5, 0 0 0 円
	監 事	5, 0 0 0 円
	評議員選任・解任委員	5, 0 0 0 円

附 則

この役員及び評議員等報酬規定は、平成29年6月26日から施行する。

附 則

この役員及び評議員等報酬規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この役員及び評議員等報酬規定は、令和5年3月30日から施行する。